

令和5年第12回羽咋市農業委員会会議録

- 1 日 時 委員会 令和5年12月25日(月)
開 会 午後1時28分 閉 会 午後2時05分
- 2 場 所 羽咋市役所203会議室
- 3 出席委員(11人)
①屋後 浩幸 ②岩城 一成 ③徳島 伸精 ④山上 克秀
⑤長濱 恵司 ⑥山本 泰夫 ⑦松生 朋広 ⑧中村 武史
⑨高田外喜子 ⑩川井 良平 ⑪村 桂司
- 4 欠席委員(1人)
⑫糀田 幸雄
- 5 農地利用最適化推進委員の出席委員(5人)
⑬榊谷 武史 ⑭川口 勝博 ⑮悦永 秀雄 ⑯宮下 昇
⑰平内 義博
- 6 農地利用最適化推進委員の欠席委員(7人)
⑱松岡 清司 ⑲村田 清二 ⑳大谷 辰伸 ㉑濱名 猛
㉒稲農 幹夫 ㉓瀬戸 清明 ㉔石野 公章
- 7 事務局員 清水事務局長、奥次長、石端主事
- 8 付議案件
(1) 農地法第3条の規定による許可の決定について
(2) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
(3) 農用地利用集積計画について
(4) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 9 議事録署名委員 7番 松生委員 1番 屋後委員
- 10 会議の結果
議案3件、報告1件についてはいずれも原案のとおり、許可(承認)された。
- 11 会議の概要
事務局長 それでは、ご案内の時間より少し早いんですが、今日出席される方皆さんおそろいなので、ただいまから羽咋市農業委員会総会を開催いたします。
それでは、委員さんの欠席届についてご報告いたします。10番、糀田委員から欠席される旨の連絡を受けております。
ただいまの出席委員は11名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、在任委員12人の過半数を超える出席でありますので、本日の委員会が成立していることを報告いたします。
それでは、村会長、ご挨拶をお願いいたします。
会 長 (挨拶)
事務局長 ありがとうございます。
それでは、本日の議件につきましてご案内いたします。
・議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について
・議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
・議案第3号 農用地利用集積計画について
・報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
となっております。
なお、会議は会長が議長となりますので、以下の進行をお願いいたします

す。

議長 では、ただいまから会議を開きます。
本日の議事録署名員に、7 番 松生委員、1 番 屋後委員を指名します。
よろしくお願いします。
それでは、会議を始めます。
本日上程されている議案第 2 号、整理番号 2 番につきましては、申請面積が1,000㎡を超える案件となっておりますので、審議する前に全員で現地を確認したいと思いますが、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 それでは、一旦、暫時休憩といたします。

事務局 それでは、車のほう、1 階の正面の入り口に用意してありますので、そちらのほうへお願いいたします。

事務局長 議案書を持って出ていただきたいと思います。

(現 地 視 察)

議長 それでは、会議を再開いたします。
「議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可の決定について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可の決定について」ご説明します。
議案書 2 ページをご覧ください。
・整理番号 1 番の申請地は〇〇町の畑 1 筆で、面積は198㎡です。
位置図は 4 ページをご覧ください。
譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。
譲渡人の申請事由は、相手方の要望によるものです。
譲受人の申請事由は、経営規模の拡大によるもので、売買による所有権移転となっております。
譲受人の経営面積は、当該申請による 9 a です。
・続きまして、整理番号 2 番の申請地は〇〇町と〇〇町の田 3 筆で、面積は3,061㎡です。
位置図は 5 ページをご覧ください。
譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。
譲渡人の申請事由は、労力不足によるものです。
譲受人の申請事由は、経営規模の拡大によるもので、売買による所有権移転となっております。
譲受人の経営面積は当該申請による1,705 a です。
・続きまして、整理番号 3 番の申請地は〇〇町の畑 1 筆で、面積は244㎡です。
位置図は 6 ページをご覧ください。
譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。
譲渡人の申請事由は、相手方の要望によるものです。
譲受人の申請事由は、経営規模の拡大によるもので、売買による所有権移転となっております。
譲受人の経営面積は当該申請による885 a です。

・続きまして、整理番号 4 番の申請地は〇〇町の田 1 筆で、面積は2,500 m²です。

位置図は 7 ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、労力不足によるものです。

譲受人の申請事由は、経営規模の拡大によるもので、売買による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は当該申請による107 a です。

議案書 3 ページをご覧ください。

・整理番号 5 番の申請地は〇〇町の田 3 筆で、面積は9,898 m²です。

位置図は 8 ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、相手方の要望によるものです。

譲受人の申請事由は、経営規模の拡大によるもので、売買による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は、当該申請による11,478 a です。

・続きまして、整理番号 6 番の申請地は〇〇町の田 1 筆で、面積は2,307 m²です。

位置図は 9 ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、相手方の要望によるものです。

譲受人の申請事由は、経営規模の拡大によるもので、売買による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は、当該申請による11,478 a です。

事務局からの説明は以上です。

議 長

ありがとうございます。

続きまして、担当委員さんのご意見を伺います。

整理番号 1 番、〇〇委員さん。

担当委員

〇〇さんと〇〇さんが親戚関係になります。〇〇さんは〇〇市で、遠方ですので土地の管理が困難なことから、この土地は〇〇さんの家のすぐ裏で、地面続きになっております。そこで売買等になったことで、問題無いと思います。

〇〇さんは、来年春以降、野菜作りに励みたいと、こう言っておりました。

以上です。

議 長

ありがとうございます。

整理番号 2 番、〇〇委員さん。

担当委員

〇〇さんに確認をいたしました。それと、〇〇さん双方ともにということで、書いてあるとおり、このような形で進めてほしいとお願いをされました。

以上です。

議 長

ありがとうございます。

整理番号 3 番、〇〇委員さん。

担当委員

〇〇町で、もともと前から〇〇さんはこの地面で畑をやっておられたということで、今回、正式に相手方のご要望で売買契約を結んだということです。問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。
整理番号4番、〇〇委員さん。

担当委員 労力不足というのもあることや〇〇さんは直接会えなくて電話での対応だったんですけど、双方ともよろしく願いますということでした。

議 長 ありがとうございます。
整理番号5番、〇〇委員さん。

担当委員 〇〇さんのほうに確認しました。相手方の〇〇さんからぜひ引き取ってほしいということでの売買であります。問題ありません。

議 長 ありがとうございます。
整理番号6番、〇〇委員さん。

担当委員 〇〇さんの甥がずっと作っていましたが、離農されるということで〇〇さんに売買ということで、〇〇さんに関しては近隣の圃場をたくさん作られているので問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。
それぞれの担当委員さんにご異議なしということですが、ほかにご意見ございませんか。

全 委 員 なし。

議 長 なければ、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全 委 員 異議なし。

議 長 では、異議なしと認め、「議案第1号」は、原案どおり承認することに決定いたします。
次に「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案書10ページをお願いいたします。
「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」です。
・まず、整理番号1番の申請地につきましては〇〇町の畑1筆で、面積は145㎡となっております。
位置図は11ページをお願いいたします。
申請人は議案書に記載のとおりです。
転用目的につきましては、貸駐車場用地とするための申請となっております。
申請地につきましては、農振地域外で、第2種住居地域に指定されました都市計画区域であることから、第3種農地と判断します。
生産組合の同意は得ております。
・次に、整理番号2番は、先ほど現地で見えていただいた〇〇町の案件であります。〇〇町の畑4筆で、面積は1,676㎡です。
位置図は12ページになります。
申請人は議案書に記載のとおりです。
転用目的につきましては、宅地造成及び道路、商業用地となっております。
申請地は、農振地域外で、第1種低層住居専用地域と近隣商業地域に指定されました都市計画区域であることから第3種農地と判断いたします。
事務局からの説明は以上です。

議 長 ありがとうございます。

担当委員さんのご意見を伺います。
 整理番号1番、〇〇委員さん。

担当委員 この〇〇さんと〇〇さんの仲介に当たっておられる〇〇行政書士さんのほうに聞きましたところ、写真にあるように、この後ろの部分も〇〇さんの宅地だったそうで、それと同時にこの畑も一緒に購入されるということなので、特に問題ございません。

議 長 ありがとうございます。
 整理番号2番、〇〇委員さん。

担当委員 先ほど現地を見てもらったとおりで、異議ありません。

議 長 ありがとうございます。
 担当委員さんそれぞれ問題ないということなのですが、何か、ほかの委員さん、ご意見ございませんか。

全 委 員 なし。

議 長 なければ、原案どおり上申してもよろしいでしょうか。

全 委 員 異議なし。

議 長 では、異議なしと認め、「議案第2号」は原案どおり上申することに決定いたします。
 次に、「議案第3号 農用地利用集積計画について」を議題とします。
 事務局の説明を求めます。

事 務 局 「議案第3号 農用地利用集積計画について」ご説明します。
 議案書15ページをご覧ください。
 利用権設定の概要です。
 今回は田60筆、畑1筆の設定があり、合計面積は105,686㎡です。
 権利設定期間別に見ますと、田については3年が4筆、5年が34筆、6年が1筆、10年以上が21筆、畑については10年以上が1筆の権利設定となっております。
 申請件数は、貸手農家が30件、借手農家が12件となります。
 各筆明細の一覧は、議案書16ページから18ページに記載しております。
 申請件数は33件で、新規設定が8筆、再設定が53筆となります。
 案件全てが農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の規定要件を満たしております。
 事務局からの説明は以上です。

議 長 ありがとうございます。
 ただいま事務局より説明がありました。何かご意見があれば、よろしくをお願いします。ご意見ございませんか。

全 委 員 なし。

議 長 なければ、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全 委 員 異議なし。

議 長 では、異議なしと認め、「議案第3号」は、原案どおり承認することに決定いたします。
 次に、「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。
 事務局の説明を求めます。

事 務 局 「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」ご説明します。
 議案書19ページをご覧ください。

今回、解約される農地は37筆で、面積は61,536㎡です。

対象地、貸付人、借受人及び解約の概要は議案書に記載のとおりです。
事務局からの説明は以上です。

議 長 ありがとうございます。

ただいま報告について事務局より説明がありました。何かご意見等ございませんか。

全 委 員 なし。

議 長 なければ、報告のとおり承認してもよろしいでしょうか。

全 委 員 異議なし。

議 長 では、異議なしと認め、「報告第1号」は、報告のとおり承認することに決定いたします。

以上で本日の全議案の審議が終了しました。

終 了

議事録署名人 会 長

署名人

署名人